

## 「個人の青色申告の承認の取消しについて」の一部改正について（事務運営指針） の概要

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るものである。

### 1 税務署長の事前承認制が廃止されたことに伴い所要の整備を行う。

「電磁的記録に代わる書面等の備付け等の有無とその程度」が、真に青色申告書の提出をするにふさわしいかどうかを判断する総合勘案の一材料であることを明示する。

### 2 その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。